

## 障害者総合支援法の見直しに対する意見

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

## 1. 同行援護

### (1) 検討事項I 地域における障害者支援について

- 地域に住む視覚障害者の自立生活の実現のために、次の継続課題の解決が必要ではないか。
  - ・宿泊を伴う利用（複数派遣の利用）
  - ・通学での利用
  - ・子育て中の視覚障害者の利用（利用者の子供が通園するための利用）
  - ・ガイドヘルパーが運転する車の利用

#### 【説明】

単独での移動が難しい視覚障害者は、その者のニーズや社会的環境に合わせた移動の支援が必要となっており、多くの者は同行援護を利用して安心安全に移動している。しかし、現在の同行援護は、その者のニーズや社会的環境に合わせた支援が行えないものが多い。例えば、冠婚葬祭等で遠方に移動した際に外泊が発生した場合や、通学や通園で同行援護を利用することは対象外となるケースが多い。また、中山間地域では、公共交通機関が発達していないため、車での移動が必須となるが、ガイドヘルパーが運転する車で同行援護を行うことは認められていない。これらは、同行援護が開始して以降、全国の視覚障害者から改善を求められており、いわば継続課題となっている。

そのため、地域に住む視覚障害者の自立生活を実現するためには、まずはこれらの継続課題の解決が必要である。地域に住む視覚障害者のニーズや社会的環境に合わせた同行援護に改めるべきではないか。

### (2) 検討事項IV その他 「障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。」

- 同行援護の制度を持続させるためには、次の取り組みにより、ガイドヘルパーの質と量を確保する必要があるのではないか。
  - ・同行援護の事業所にとって不利な報酬単価の改正（3時間以上の利用、短時間の利用等）
  - ・ガイドヘルパー養成研修のカリキュラムの改正

#### 【説明】

現在、全国的にガイドヘルパー不足を懸念する視覚障害者が増えている。特に、新型コロナウイルスの感染拡大以降、同行援護の業務を敬遠するガイドヘルパーが増えており、確実に動けるガイドヘルパーの数を確保することが喫緊の課題となっている。このことは、視覚障害者に加え、同行援護の事業所も頭を抱えている。一方で、同行援護利用者の高齢化や利用方法の拡大等により、同行援護の支援方法が変化しており、この変化に合わせた同行援護の資質向上も求められている。

そのため、ガイドヘルパーの質と量を確保する取り組みが必要となっている。まず、ガイドヘルパーの数を増やし、さらに定着を図るために、同行援護の事業所の経営安定が必須であることから、事業所が不利となる報酬単価を改め、収入面の安定化が必要である。また、資質向上のために、養成研修のカリキュラムを現在のニーズに見合った内容に改正する必要もある。なお、ガイドヘルパーの質と量を確保する際は、これらの両立も念頭に置いた取り組みが必要である。

## 2. 地域生活支援事業 意思疎通支援事業「代筆・代読支援」

### (1) 検討事項Ⅰ 地域における障害者支援について

- 地域の自治体が代筆・代読支援を開始するために、先駆的事例の更なる整理等を行い、国が積極的に全国の自治体に対して制度の開始を働きかけることが必要ではないか。
- 代筆・代読支援の支援者養成カリキュラムの策定を行い、支援者を増やしていく取り組みが必要ではないか。
- 地域に住む視覚障害者が代筆・代読支援を安定的に利用するために、代筆・代読支援を個別給付の対象にすべきではないか。

#### 【説明】

視覚障害者にとって「書くこと」「読むこと」は非常に困難な行為である。平成30年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究事業」では、86.4%の視覚障害者が日常的な読み書きに「困っている」と回答しており、多くの視覚障害者が代筆・代読の支援を求めている。この背景には、視覚からの情報入手が難しい視覚障害者が、代筆・代読の支援によって様々な情報を入手し、自ら情報発信を行えることが大きく、この支援により視覚障害者の多くの困り事は解決すると言われている。しかし、視覚障害者の代筆・代読に関するニーズは高いにも関わらず、代筆・代読支援を実施する自治体は極端に少ない。同調査研究事業では、全国の自治体での実施率を確認しており、その実施率は僅か1.4%だった。また、新規で事業を開始した自治体では、様々な制度上の課題があり、利用したくても利用できない視覚障害者がいる。一方で自治体は、代筆・代読支援に関する実施方法等の情報が少ないと、支援者を確保するための方法が無いこと等を指摘しており、全国で制度を活用するためには様々な課題を解決することも求められている。

そのため、視覚障害者の情報保障を守るためにも、国が責任をもって代筆・代読支援の推進を図ることが必要である。特に、予算等が不安定な地域生活支援事業での実施は、利用者にとって安定的な利用が望めず、自治体にとっても前向きな運用が行えないため、代筆・代読支援の個別給付化が必要である。

### (2) 検討事項Ⅲ 障害者の就労支援について

- 視覚障害者の就労支援を行うために、代筆・代読支援を活用すべきではないか。
- 活用においては、視覚障害者への支援に長けた同行援護のガイドヘルパーを活用すべきではないか。

#### 【意見】

視覚障害者が「書くこと」「読むこと」での困り事は、日常生活に加え、就労の場面でも大きな困難となっている。特に、視覚障害者が多く就労するあはき業では、近年、業務上で作成すべき書類が増えており、書類作成ができる健常のあはき業者に利用客を奪われていることから、視覚障害者への就労支援として代筆・代読支援を求める者が増えている。

そのため、雇用と福祉の連携強化の施策の一つとして、代筆・代読支援を活用し、確実に視覚障害者への代筆・代読の支援を行うことが必要である。また、視覚障害者への代筆・代読の支援を確実に行える支援者が少ないと、視覚障害者への代筆・代読の支援方法を熟知している同行援護のガイドヘルパーを活用し、支援者を確保することも必要である。